

経営者が 知っておくべき 税金知識

経営者が最低限知っておきたい！
減価償却の税務

- 減価償却制度の概要
- 耐用年数の判定と経費となる要件
- 巻末資料



経営者が最低限知っておきたい！

減価償却の税務 I

はじめに

設備投資は企業活動に必要不可欠なものですが、その設備投資を後押しする税制の仕組みとして、減価償却という制度が設けられています。減価償却は、単に会計処理の一環という話ではなく、減価償却を通じて、設備投資に係る投資額の回収が可能になると言われており（これを、「減価償却の自己金融効果」といいます）、結果減価償却は企業の設備投資に必要不可欠な制度なのです。このため、企業活動を円滑にする上で、減価償却のルールを押さえて積極的な利用を図る必要があるわけですが、そのルールは極めて複雑なものとなっています。

複雑になっている大きな理由は、減価償却を無制限に認めてしまうと、大きな節税につながるからです。減価償却は計算如何で大きな費用を計上できるものであるところ、税収を確保したい国は、減価償却について厳格な計算ルールと膨大な例外規定を設けています。このため、積極的に利用したいのに仕組みが分からず、多くの中小企業がこの特典を十分に受けられていない、というのが正直なところなのです。

本テキストは、使い方如何で大きな節税につながり、かつ日本経済の成長に必要不可欠な減価償却について、税務会計の専門家ではない中小企業経営者であっても理解できるよう、わかりやすく解説を加えたものです。本テキストをご覧いただくことで、従来うまく活用できなかった減価償却を120%活用できるようになり、経営に大いに役立つでしょう。

減価償却という有効なツールを活用し、皆様の会社経営をより円滑化していただければ、これに勝る喜びはありません。

目次

- 1 (Q 1 ~ Q 5) 減価償却制度の概要
 - 2 (Q 6 ~ Q 9) 耐用年数の判定と経費となる要件
- 巻末資料

<注意点>

本小冊子は、平成26年8月1日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。

I 減価償却制度の概要

【Q1】

＜減価償却制度の趣旨＞

設備投資に係る資産の取得費用は、減価償却を通じて少しずつ経費となるということですが、お金を現実に支出しているにもかかわらず、なぜ支出した時の経費にならないのでしょうか？

【A1】

＜費用収益対応の原則の要請＞

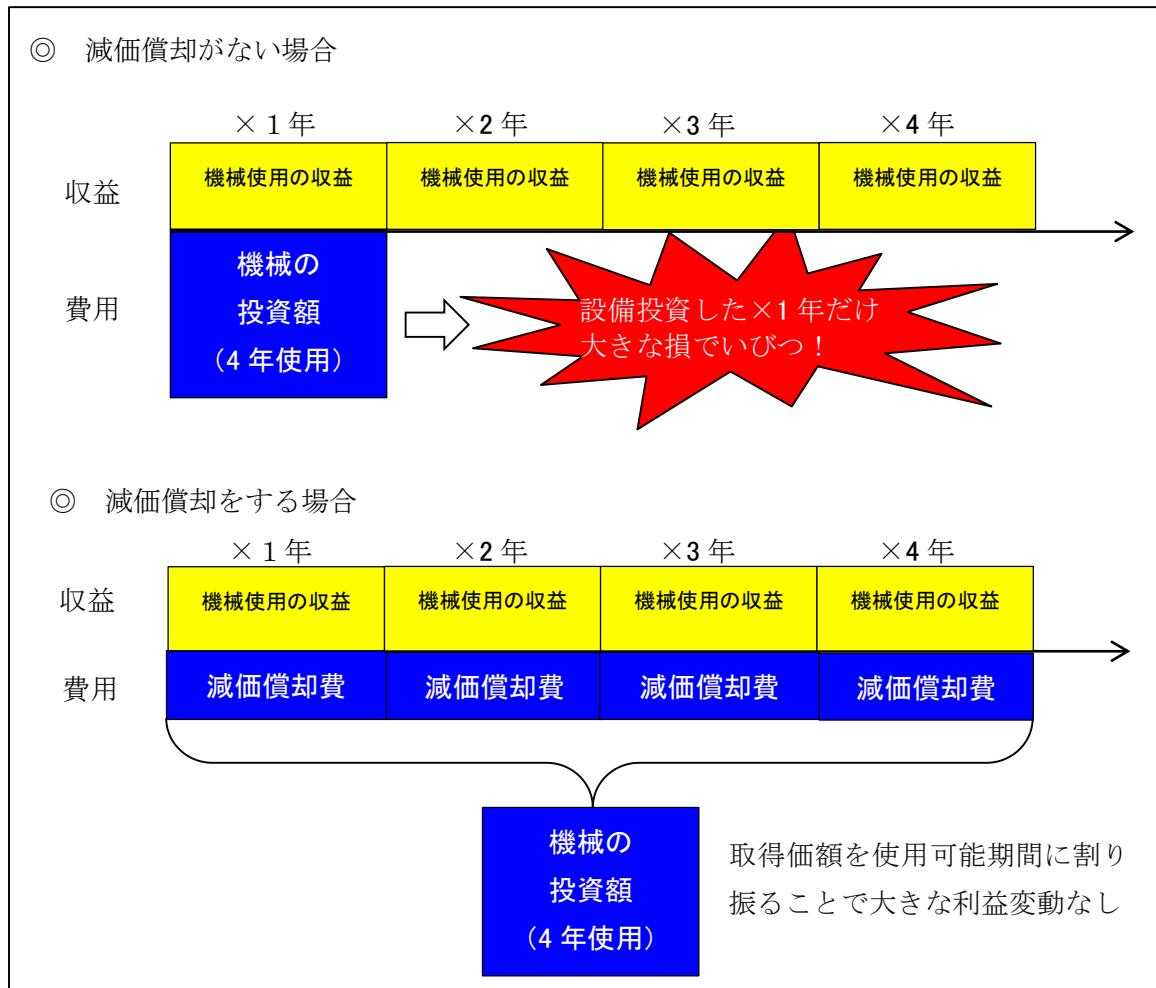
設備投資により取得をした資産は、通常長期間に渡り使えますので、その資産を活用することによる収益は、資産の使用可能期間に応じて発生することになります。資産の使用に伴うコストと収益を適正に対応させるために、資産の使用可能期間に応じて減価償却を通じて経費とする、という取扱いとなっているのです。

【解説】

企業会計における利益計算は、事業年度という一定の期間ごとに行うものであるところ、事業年度ごとの特殊事情により、損益が大きく変動することは好ましくないと見られています。というのも、特殊事情により事業年度ごとの利益が大きく変動するとすれば、決算書をベースに意思決定を行う経営者の経営判断をミスリードさせる結果になるからです。このようなことがないよう、収益とそれに要した費用を対応させる「費用収益対応の原則」が企業会計において採用されています。「費用収益対応の原則」を活用することで、特殊事情に基づく利益の変動要因が極力排除され、適正な事業年度ごとの利益計算（期間ごとに計算するという意味で、「期間損益計算」といいます）が可能になります。

長期間に渡り使用可能であり、支出額が高額に上る設備投資により取得した機械等の固定資産、すなわち「減価償却資産」に関しては、その使用可能期間（「耐用年数」といいます）に渡り、固定資産の取得価額を配分することで収益と費用を適切に対応させるという考え方から、その手続きとして減価償却が設けられているのです（図1参照。）

(図1) 減価償却と費用収益対応の原則の関係



法人税は企業会計の利益をベースに計算されるので、法人税法においてもこの費用収益対応の原則が採用されています。結果として、法人税においても、減価償却資産に関しては減価償却を行い、減価償却資産の取得価額を耐用年数に応じて損金（法人税法上の費用をいいます）にすることになるのです。

【Q2】

＜減価償却資産の範囲＞

減価償却を実施する減価償却資産は、具体的にどのようなものですか？

【A2】

＜基本的には土地以外の耐久消費財が対象＞

法人税において減価償却をすべきとされる減価償却資産は、一般的に固定資産と言われているものであり、特許権などの無形固定資産も含まれます。ただし、時の経過に応じて価値が目減りしない土地などの資産は含まれません。

【解説】

法人税において、減価償却すべき資産は「減価償却資産」とされ、例えば以下のようなものが該当します。

（図2）減価償却資産の範囲（有形固定資産）

建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、牛豚等の生物 etc

ご覧いただくとわかる通り、一般的には「固定資産」と言われるものが幅広く減価償却資産に該当します。注意点としては、固定資産の代表格ともいえる土地が、減価償却資産に含まれないことです。といいますのも、土地は永久に使用可能と考えられており、時の経過に応じて価値が目減りしないため減価償却資産とならない、とされています。

その他、有形固定資産に限らず、以下のような無形固定資産についても、減価償却資産に該当し、減価償却を行う必要があります。

（図3）減価償却資産の範囲（無形固定資産）

鉱業権、漁業権、ダム使用権、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権、ソフトウェア etc

「特許権」といったところからわかる通り、基本的には法律上保証された権利が無形固定資産としての減価償却資産に該当することになりますが、ソフトウェアもこの無形固定資産に含まれます。

ただし、著作権や電話加入権については、土地と同様に、時の経過に応じて価値が目減りしないと考えられており、減価償却資産とならないとされています。

【Q3】

＜減価償却費の計算方法＞

減価償却費の具体的な計算方法について教えてください。

【A3】

＜資産の種類ごとに計算方法は異なる＞

減価償却費の計算は、減価償却資産の種類と、取得したタイミングに応じて選択できる方法が定められており、その減価償却資産の種類ごとに選択した方法を継続して採用することになっています。

【解説】

減価償却資産の計算方法（「償却方法」といいます）は、（図4）のように、減価償却資産の種

類と、その資産を取得したタイミングに応じて選択できる方法が定められており、その減価償却資産の種類ごとに選択した方法を継続して採用することになっています。

(図4) 主な減価償却資産の選択できる償却方法の一覧

減価償却資産の種類	取得時期	償却方法
建物	平成10年3月31日以前	旧定額法、旧定率法
	平成10年4月1日～平成19年3月31日	旧定額法
	平成19年4月1日以後	定額法
生物及び 無形固定資産(注1)	平成19年4月1日前	旧定額法
	平成19年4月1日以後	定額法
上記以外の 減価償却資産(注2)	平成19年4月1日前	旧定額法、旧定率法
	平成19年4月1日以後	定額法、定率法

(注1) 鉱業権に関しては、上記に加え、旧生産高比例法(平成19年4月1日前取得)と生産高比例法(平成19年4月1日以後取得)も認められます。

(注2) 鉱業用減価償却資産に関しては、上記に加え、旧生産高比例法(平成19年4月1日前取得)と生産高比例法(平成19年4月1日以後取得)も認められます。

上記償却方法の具体的算式は、以下の通りです。なお、適用例が少ない旧生産高比例法と生産高比例法は省略しています。

(図5) 償却方法ごとの具体的計算

償却方法	計算方法
旧定額法	$(\text{取得価額} - \text{残存価額} (\ast 1)) \times \text{旧定額法の償却率} (\ast 2)$
定額法	$\text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} (\ast 3)$
旧定率法	$(\text{取得価額} - \text{既に損金とした減価償却費の累計額}) \times \text{旧定率法の償却率} (\ast 4)$
定率法(注)	$(\text{取得価額} - \text{既に損金とした減価償却費の累計額}) \times \text{定率法の償却率} (\ast 5)$

(注) 定率法の償却率は、平成24年4月1日前に取得をされた減価償却資産と、平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産とで異なります。

その他、計算される金額が所定の償却額(償却保証額)に満たない場合には、その償却保証額を減価償却費とすることができる、とされています。

(※1) 取得価額に、残存割合(巻末の(資料1)参照)を乗じた金額をいいます。

(※2) 巻末の(資料2)を参照

(※3) 巻末の(資料3)を参照

(※4) 巻末の(資料4)を参照

(※5) 巻末の(資料5)を参照

巻末の(資料3)と(資料5)を比較していただけるとわかりますが、定率法の償却率は、定額法の償却率の原則2倍となっています(平成24年4月1日前に取得をされた減価償却資産については、2.5倍)。このため、定率法は別名200%定率法(平成24年4月1日前に取得をされた減価償却資産については250%定率法)などと言われます。これだけ見ても分かるとおり、定額法を選択するよりも定率法を選択した方が、早期に多額の減価償却費が計上されるため有利なケースが多く、実務においては定率法を選択することがほとんどです。

加えて、旧定額法と旧定率法についても、旧定率法が有利なことが多いです。というのも、(図

5) の算式から分かる通り、取得した時期に近ければ、既に損金とした減価償却費の累計額が小さいですから、旧定率法は毎期同額の減価償却費が計上される旧定額法よりも、資産を取得した初期段階で計算される減価償却費が大きいからです。

ところで、実務上、非常に間違いが多いのが建物の償却方法です。建物は有利になることが多い定率法又は旧定率法が使えず、定額法又は旧定額法が強制されるにもかかわらず、定率法又は旧定率法が認められると勘違いして減価償却を行う方が非常に多いです。

その他、平成 27 年度の税制改正において、法人税の減価償却において定率法が廃止され、定額法に一本化されるといった報道がなされています。執筆時現在、平成 27 年度の税制改正の状況は正確に決まっていませんので、確たることは申し上げられませんが、今後の報道に注意しておく必要があります。

【Q 4】

＜償却方法の選択と期限＞

償却方法の選択は税務署に何か手続きを行う必要がありますか？必要があるとすればその期限はいつまででしょうか？

【A 4】

＜中小法人は確定申告書において計算が必要＞

原則として法人の設立時等における確定申告時点までに、選択しようとする償却方法の届出を税務署に行う必要があります。届出を行っていない場合には、法定償却方法により減価償却を行うとされています。

【解説】

償却方法の選択は、減価償却資産の区分ごとに選定し、税務署に届け出ることとされています。ただし、二つ以上の事業所がある場合には、事業所ごとに償却方法を選定できます。この届出期限ですが、原則として以下の法人の区分に応じ、それぞれに定める期限までに行うこととされています。

(図 6) 償却方法の届出期限

法人の種類	期限
新設法人	設立第 1 期の確定申告書の提出期限
設立後既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
事業所ごとに異なった償却方法を採用している法人が新たに事業所を設けた場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限

つまり、法人の設立など、新たに減価償却資産に係る事業をスタートするようなケースにしか償却方法の届出はできないわけです。仮に届出を行わなかった場合には、(図7)のとおり、法律上強制される、法定償却方法により償却することになります。

(図7) 主な減価償却資産の法定償却方法の一覧

減価償却資産の種類	取得時期	法定償却方法
建物	平成10年3月31日以前	旧定額法
	平成10年4月1日～平成19年3月31日	旧定額法
	平成19年4月1日以後	定額法
生物及び 無形固定資産(注1)	平成19年4月1日前	旧定額法
	平成19年4月1日以後	定額法
上記以外の 減価償却資産(注2)	平成19年4月1日前	旧定率法
	平成19年4月1日以後	定率法

(注1) 鉱業権に関しては、旧生産高比例法(平成19年4月1日前取得)生産高比例法(平成19年4月1日以後取得)が法定償却方法となります。

(注2) 鉱業用減価償却資産に関しては、旧生産高比例法(平成19年4月1日前取得)生産高比例法(平成19年4月1日以後取得)が法定償却方法となります。

(図7)をご覧くださいと分かる通り、定額法又は旧定額法が強制される減価償却資産(所定の建物等)を除き、法定償却方法は納税者に有利なことが多い定率法又は旧定率法とされています。このため、実際のところは、敢えて届出を行わなくともそれほど問題は生じません。事実、実務上税理士が税務署に償却方法の届出を行うことは稀です。

もちろん、会社によっては敢えて定額法又は旧定額法を採用したいケースもあるでしょう。この場合には、設立時点等で届出を行う必要があります。

注意点ですが、適用している償却方法は、原則として継続する必要がある、とされています。このため、償却方法を変更しようとする場合には、後述する償却方法の変更手続き(Q5参照)を行わなければなりません。

【Q5】

＜償却方法の変更手続き＞

償却方法は原則として每期継続する、ということですが、変更したい場合にはどうすればいいのでしょうか？

【A5】

＜事業年度開始前までの申請と承認が必要＞

適用している償却方法を変更しようとする場合には、原則として、新しい償却方法を適用しようとする事業年度開始日の前日までに申請書を税務署に提出し、税務署長の承認を受ける必要があります。

【解説】

先に述べたとおり、法人税の世界では、償却方法は厳密に定められており、原則として每期継

続することとなっています。これは、各事業年度において償却方法を自由に法人が選択できるとなれば、安易な利益調整につながるという事情が考慮されているからです。

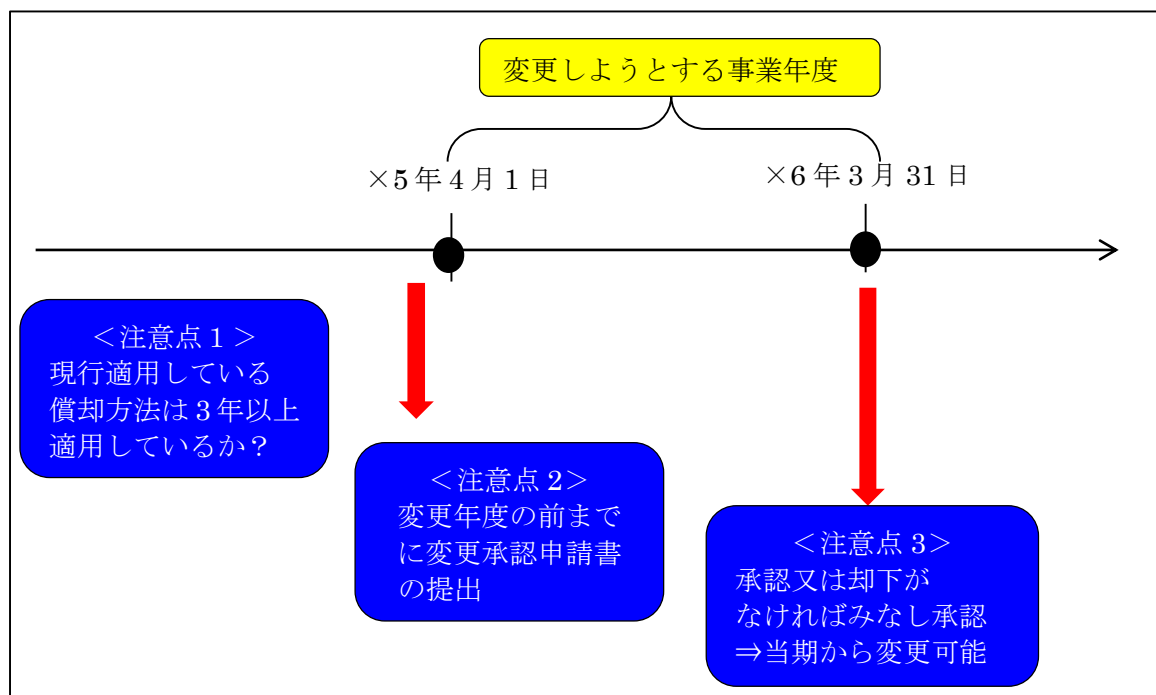
この点を踏まえ、適用している償却方法を変更しようとする場合には、あらかじめ税務署長の承認が必要とされており、具体的には変更しようとする理由を記載した「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を、原則として新しい償却方法を適用しようとする事業年度開始日の前日までに提出し、承認を得なければならないこととなっています。

この「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」の提出にあたっては、以下のような注意点を考慮しておきましょう。

- ① 現在適用している償却の方法を採用してから相当期間を経過していない場合、又は変更しようとする償却方法によっては適正な計算が行われ難いと認められる場合には、承認されないこと
なお、現行適用している償却方法を採用してから3年を経過していない場合は、特別な理由があるときを除き、「相当の期間を経過していない」として申請が却下されます。
- ② 新しい償却方法を適用しようとする事業年度終了日までに承認又は却下がなかった場合には、承認されたとみなされること
基本的に、承認される場合には、税務署は通知を送っていませんので注意して下さい。

以上、償却方法の変更手続きについてまとめますと、(図8) のとおりとなります。

(図8) 償却方法の変更手続き



2 耐用年数の判定と経費となる要件

【Q6】

＜耐用年数の判定方法＞

定率法等の償却率は（資料2）～（資料5）のとおり耐用年数に応じて定められているようですが、この耐用年数はどのように決めればいいのでしょうか？

【A6】

＜種類・構造又は用途・細目に応じて決定＞

耐用年数は減価償却資産の種類ごと、そして種類ごとの減価償却資産の構造又は用途、そして細目に応じて更に細かく定められています。

【解説】

償却率等を決定する上で必要になる耐用年数は、下記国税庁のサイトに掲載されている通り、減価償却資産の①種類②構造又は用途③細目の3つに応じて細かく決められています。

https://www.keisan.nta.go.jp/survey/publish/34255/faq/34311/faq_34353.php

耐用年数は減価償却費の計算上の基礎となる部分ですから、納税者の判断に応じて自由に使用可能期間を決められるとすれば、安易な節税が可能になりますので、敢えて法律で厳格に決定しているわけです（このように、耐用年数は法律で決められているため、「法定耐用年数」ともいわれます）。

設備投資した資産を上記資料に当てはめて耐用年数を決定しますが、この資料をご覧いただければ分かる通り、内容が非常に細かく決められていますから、判断が難しいケースもしばしばです。このため、判断が難しい減価償却資産については、専門家と相談しながら法定耐用年数を判定することも必要になります。

注意点として、機械及び装置についての法定耐用年数の判定があります。機械及び装置は、設備等の種類ごとに、例えば「食料品製造業用」といった形で決められています。この「～業」というのは、減価償却資産を取得した法人の業種で判定するのではなく、取得した機械及び装置に係る設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定することとされています。

その他、実務上非常に間違いが多いものとして、ソフトウェアの耐用年数が挙げられます。ソフトウェアは、販売用のもので「複写して販売するための原本」については3年、その他「自社利用のもの」は5年、「研究開発に使われるもの」は3年で償却することとされており、用途に応じて耐用年数が異なります。基本的にソフトウェアの耐用年数は3年となっていますが、事業で最もよく使うであろう自社利用のソフトウェアは5年と、長い耐用年数で減価償却を行う必要があります。

【Q7】**＜中古資産の耐用年数＞**

当社は中古の車を買いましたが、このような古い車であっても、法律で決められた耐用年数で減価償却を行う必要があるのでしょうか？

【A7】**＜中古資産には特例がある＞**

法定耐用年数は新品の減価償却資産を前提に定められていますので、中古資産については、原則として使用可能年数を見積もって耐用年数とする、とされています。
 なお、この使用可能年数については、実務上、法律で認められた簡便法で計算することが通例です。

【解説】

法律で定められている法定耐用年数は、統計学的に算定された新品の減価償却資産の使用可能年数を前提としていますので、中古資産にそのまま当てはめると、費用収益対応の原則から見て問題のある減価償却費が計算されてしまうことになります。このため、中古資産については、原則として別途法人が取得した中古資産の使用可能年数を見積もり、その見積もった年数を耐用年数とする、とされています。

しかし、使用可能年数を見積もる、となると非常に難しく、後日税務署との見解の相違が生じて問題になることもありますから、実務上は以下の特例（簡便法といいます）により判定していることが通例です。

（図9）中古資産の耐用年数（簡便法）

経過年数との比較	耐用年数
経過年数＜法定耐用年数の場合	法定耐用年数－（経過年数×0.8）
経過年数≥法定耐用年数の場合	法定耐用年数×0.2

なお、上記の算式中一年未満の端数が生じた場合、それは切り捨てられるとともに、法定耐用年数の全部を経過しているような場合などにおいても、計算される耐用年数は最短でも2年とされています。

この特例を適用する場合、重要になるのは経過年数です。この点、当然税務調査においては税務署のチェックが入りますから、購入した中古資産の経過年数についてはきちんと把握しておくこととしましょう。

ところで、中には新品のように使えるよう、中古資産に相当程度のリフォーム費用をかけることもあるでしょう。このような場合には、中古資産を取得したとは言えませんから、中古資産の取得価額の50%超もの改良費を支出するようなケースについては、新品と同様として法定耐用年数を適用する、とされています。

【Q 8】**＜減価償却資産の取得価額の範囲＞**

当社は今期建物を取得しましたが、その際必要になる建物の登記に係る司法書士報酬は、建物の取得価額に含める必要がありますか？取得価額に含めるとなると、結果としてその司法書士報酬は建物の減価償却費に含まれることとなり、支払ったときの経費となりませんので不安です。

【A 8】**＜原則としては取得に関係した金額が取得価額となる＞**

法律上、「資産の購入代価」、「資産の購入のために要した費用」、そして「事業の用に供するために直接要した費用」などを減価償却資産の取得価額に含めるとだけ規定されています。このため、具体的にどの費用を取得価額に入れるかは、ケースバイケースで考える必要があります。

考え方の原則としては、取得と因果関係がある費用はすべて取得価額に含める必要がある、ということになり、かなり広い範囲の取得に関する費用を減価償却資産の取得価額に含めなければなりません。

ただし、含める必要がない費用の一部が明示されていますので、その費用は押さえておくべきでしょう。

【解説】

減価償却は減価償却資産の取得価額を配分するものですから、その取得価額がいくらになるか、ということは非常に重要です。減価償却資産の取得価額は、その取得原因に応じて定められており、代表的なものを挙げると以下の通りとなっています。

(図 10) 主要な減価償却資産の取得価額

取得原因	取得価額
購入した場合	資産の購入代価＋購入のために要した費用＋事業供用費用
建設等した場合	建設等に係る原材料費・労務費・経費＋事業供用費用
無償または低額で譲り受けた場合	取得時における減価償却資産の時価＋事業供用費用

(図 10) における事業供用費用とは、「事業の用に供するために直接要した費用」をいい、具体的には工場などで機械装置を稼働させるために必要となる、試運転費などが該当すると言われています。事業で使えなければ減価償却資産は意味がありませんので、このような事業供用費用も減価償却資産の取得価額に含めることになっています。

実務上最も判断に迷うのは、減価償却資産を購入した場合の「購入のために要した費用」の範囲です。「購入のために要した費用」とは、購入に関係した費用を意味するとされていますが、ケースバイケースでいろいろな費用が考えられます。このため、どこまで「購入のために要した費用」に含まれるかというポイントは、私たち税理士でも判断に迷うことがほとんどです。

皆様といたしましては、(図 11) に挙げている通り、とりあえず国税庁の通達において明示されている費用について押さえることとし、複雑で判断に迷うものについては、専門家に相談することも必要になります。なお、ご質問の司法書士報酬は、下記の「登記又は登録費用」に当たりますので、建物の取得価額に含める必要はありません。

(図 11) 減価償却資産の取得価額に含める費用又は含めない費用の具体例

判断	具体的な費用
含める費用	引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、建物等の取得に伴い支払う立退料など
含めない費用	不動産取得税又は自動車取得税、新增設に係る事業所税、登録免許税、登記又は登録費用など

ところで、上記の取得価額に含めない費用については、正確には「含めない（ことができる）費用」であり、取得価額に含めたとしても、税務署は問題にしません。このため、節税の観点からは問題が残りますが、どうしても判断できない費用で少額の場合は、減価償却資産の取得価額に含めることも、一考の余地があります。

【Q9】

＜減価償却費の要件＞

減価償却費を法人税の経費とする場合、確定申告書に必要書類を添付するなどの手続きが必要になると聞きましたが、法人税の経費とする上での正確な要件を教えてください。

【A9】

＜事業の用に供する、損金経理、明細書添付＞

減価償却費を損金に含める場合、減価償却資産を事業の用に供し、その減価償却費を決算上費用として処理し、かつ所定の明細書を確定申告書に添付する必要があります。

【解説】

減価償却費を法人税の損金に算入するためには、以下の3つの要件を満たす必要があります。

① 減価償却資産を事業の用に供すること

減価償却資産をビジネスに活用することで収益が上がるわけですから、減価償却資産を実際にビジネスに使う、すなわち「事業の用に供する」必要があります。この点、使っていない減価償却資産、すなわち遊休資産については、減価償却費を損金に算入することはできません。

ご注意くださいのは、減価償却資産を取得しただけでは減価償却費が認められない、という点です。このあたり、決算日直前に購入した減価償却資産については、税務調査でチェックさ

れることもありますので、確実に事業の用に供していると主張できるよう、資料の保存等に注意したいところです。

② 減価償却費として損金経理すること

減価償却資産を事業の用に供したとしても、減価償却費を決算書上費用として処理していなければ、減価償却費を損金の額に含めることはできません。法律上、減価償却費として「損金経理」した金額を損金の額に含める、とされているため、減価償却費を計上するという経理処理が必要になるわけです。

「損金経理」とは、決算において費用又は損失として経理することをいいます。実務上は決算書の損益計算書における「販売費及び一般管理費」の区分において、減価償却費という科目を設けて費用処理することがほとんどです。

③ 確定申告書に明細書を添付すること

減価償却費を損金に算入する場合には、確定申告書に減価償却資産の取得価額や、耐用年数等を記載した明細書を添付する必要があるとされています。税務署が、法人の処理をわかりやすく検討できるようにするために、このような要件が設けられています。

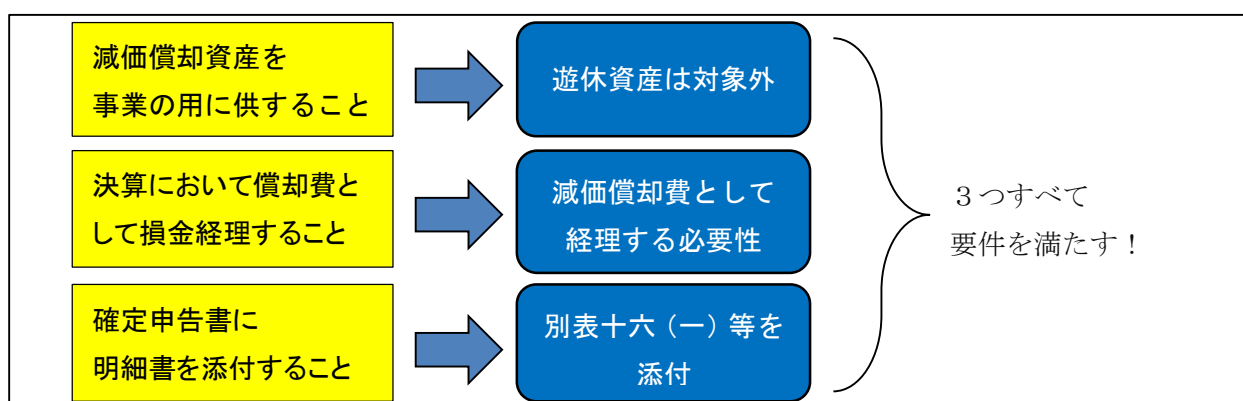
具体的には、採用した償却方法に応じて、以下の明細書を確定申告書に添付することとされています。なお、下記明細書は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) よりダウンロードすることができます。

(図 12) 減価償却費を計上する場合に必要な明細書

償却方法	必要となる明細書
旧定額法又は定額法	別表十六(一)
旧定率法又は定率法	別表十六(二)

以上、減価償却費を損金に算入する要件をまとめますと、以下の通りとなります。

(図 13) 減価償却費の損金算入要件



(資料1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の残存割合表

種類	細目	残存割合
有形固定資産である減価償却資産		10%
無形固定資産である減価償却資産 (ソフトウェア等を含みます)		0%
生物	牛(繁殖用の乳用牛及び種付用の役肉用牛)	20%
	牛(種付用の乳用牛)	10%
	牛(その他用のもの)	50%
	馬(繁殖用及び競走用のもの)	20%
	馬(種付用のもの)	10%
	馬(その他用のもの)	30%
	豚	30%
	綿羊及びやぎ	5%
	果樹その他の植物	5%

(資料2) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却率表(旧定額法)

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	0・500	39	0・026	76	0・014
3	0・333	40	0・025	77	0・013
4	0・250	41	0・025	78	0・013
5	0・200	42	0・024	79	0・013
6	0・166	43	0・024	80	0・013
7	0・142	44	0・023	81	0・013
8	0・125	45	0・023	82	0・013
9	0・111	46	0・022	83	0・012
10	0・100	47	0・022	84	0・012
11	0・090	48	0・021	85	0・012
12	0・083	49	0・021	86	0・012
13	0・076	50	0・020	87	0・012
14	0・071	51	0・020	88	0・012
15	0・066	52	0・020	89	0・012
16	0・062	53	0・019	90	0・012
17	0・058	54	0・019	91	0・011
18	0・055	55	0・019	92	0・011
19	0・052	56	0・018	93	0・011
20	0・050	57	0・018	94	0・011
21	0・048	58	0・018	95	0・011
22	0・046	59	0・017	96	0・011
23	0・044	60	0・017	97	0・011
24	0・042	61	0・017	98	0・011
25	0・040	62	0・017	99	0・011
26	0・039	63	0・016	100	0・010
27	0・037	64	0・016		
28	0・036	65	0・016		
29	0・035	66	0・016		
30	0・034	67	0・015		
31	0・033	68	0・015		
32	0・032	69	0・015		
33	0・031	70	0・015		
34	0・030	71	0・014		
35	0・029	72	0・014		
36	0・028	73	0・014		
37	0・027	74	0・014		
38	0・027	75	0・014		

(資料3) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却率表(定額法)

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	0・500	39	0・026	76	0・014
3	0・334	40	0・025	77	0・013
4	0・250	41	0・025	78	0・013
5	0・200	42	0・024	79	0・013
6	0・167	43	0・024	80	0・013
7	0・143	44	0・023	81	0・013
8	0・125	45	0・023	82	0・013
9	0・112	46	0・022	83	0・013
10	0・100	47	0・022	84	0・012
11	0・091	48	0・021	85	0・012
12	0・084	49	0・021	86	0・012
13	0・077	50	0・020	87	0・012
14	0・072	51	0・020	88	0・012
15	0・067	52	0・020	89	0・012
16	0・063	53	0・019	90	0・012
17	0・059	54	0・019	91	0・011
18	0・056	55	0・019	92	0・011
19	0・053	56	0・018	93	0・011
20	0・050	57	0・018	94	0・011
21	0・048	58	0・018	95	0・011
22	0・046	59	0・017	96	0・011
23	0・044	60	0・017	97	0・011
24	0・042	61	0・017	98	0・011
25	0・040	62	0・017	99	0・011
26	0・039	63	0・016	100	0・010
27	0・038	64	0・016		
28	0・036	65	0・016		
29	0・035	66	0・016		
30	0・034	67	0・015		
31	0・033	68	0・015		
32	0・032	69	0・015		
33	0・031	70	0・015		
34	0・030	71	0・015		
35	0・029	72	0・014		
36	0・028	73	0・014		
37	0・028	74	0・014		
38	0・027	75	0・014		

(資料4) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却率表(旧定率法)

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	0・684	39	0・057	76	0・030
3	0・536	40	0・056	77	0・030
4	0・438	41	0・055	78	0・029
5	0・369	42	0・053	79	0・029
6	0・319	43	0・052	80	0・028
7	0・280	44	0・051	81	0・028
8	0・250	45	0・050	82	0・028
9	0・226	46	0・049	83	0・027
10	0・206	47	0・048	84	0・027
11	0・189	48	0・047	85	0・026
12	0・175	49	0・046	86	0・026
13	0・162	50	0・045	87	0・026
14	0・152	51	0・044	88	0・026
15	0・142	52	0・043	89	0・026
16	0・134	53	0・043	90	0・025
17	0・127	54	0・042	91	0・025
18	0・120	55	0・041	92	0・025
19	0・114	56	0・040	93	0・025
20	0・109	57	0・040	94	0・024
21	0・104	58	0・039	95	0・024
22	0・099	59	0・038	96	0・024
23	0・095	60	0・038	97	0・023
24	0・092	61	0・037	98	0・023
25	0・088	62	0・036	99	0・023
26	0・085	63	0・036	100	0・023
27	0・082	64	0・035		
28	0・079	65	0・035		
29	0・076	66	0・034		
30	0・074	67	0・034		
31	0・072	68	0・033		
32	0・069	69	0・033		
33	0・067	70	0・032		
34	0・066	71	0・032		
35	0・064	72	0・032		
36	0・062	73	0・031		
37	0・060	74	0・031		
38	0・059	75	0・030		

(資料5) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却率表(定率法)

① 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したもの

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	1・000	39	0・064	76	0・033
3	0・833	40	0・063	77	0・032
4	0・625	41	0・061	78	0・032
5	0・500	42	0・060	79	0・032
6	0・417	43	0・058	80	0・031
7	0・357	44	0・057	81	0・031
8	0・313	45	0・056	82	0・030
9	0・278	46	0・054	83	0・030
10	0・250	47	0・053	84	0・030
11	0・227	48	0・052	85	0・029
12	0・208	49	0・051	86	0・029
13	0・192	50	0・050	87	0・029
14	0・179	51	0・049	88	0・028
15	0・167	52	0・048	89	0・028
16	0・156	53	0・047	90	0・028
17	0・147	54	0・046	91	0・027
18	0・139	55	0・045	92	0・027
19	0・132	56	0・045	93	0・027
20	0・125	57	0・044	94	0・027
21	0・119	58	0・043	95	0・026
22	0・114	59	0・042	96	0・026
23	0・109	60	0・042	97	0・026
24	0・104	61	0・041	98	0・026
25	0・100	62	0・040	99	0・025
26	0・096	63	0・040	100	0・025
27	0・093	64	0・039		
28	0・089	65	0・038		
29	0・086	66	0・038		
30	0・083	67	0・037		
31	0・081	68	0・037		
32	0・078	69	0・036		
33	0・076	70	0・036		
34	0・074	71	0・035		
35	0・071	72	0・035		
36	0・069	73	0・034		
37	0・068	74	0・034		
38	0・066	75	0・033		

② 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得したもの

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	1・000	39	0・051	76	0・026
3	0・667	40	0・050	77	0・026
4	0・500	41	0・049	78	0・026
5	0・400	42	0・048	79	0・025
6	0・333	43	0・047	80	0・025
7	0・286	44	0・045	81	0・025
8	0・250	45	0・044	82	0・024
9	0・222	46	0・043	83	0・024
10	0・200	47	0・043	84	0・024
11	0・182	48	0・042	85	0・024
12	0・167	49	0・041	86	0・023
13	0・154	50	0・040	87	0・023
14	0・143	51	0・039	88	0・023
15	0・133	52	0・038	89	0・022
16	0・125	53	0・038	90	0・022
17	0・118	54	0・037	91	0・022
18	0・111	55	0・036	92	0・022
19	0・105	56	0・036	93	0・022
20	0・100	57	0・035	94	0・021
21	0・095	58	0・034	95	0・021
22	0・091	59	0・034	96	0・021
23	0・087	60	0・033	97	0・021
24	0・083	61	0・033	98	0・020
25	0・080	62	0・032	99	0・020
26	0・077	63	0・032	100	0・020
27	0・074	64	0・031		
28	0・071	65	0・031		
29	0・069	66	0・030		
30	0・067	67	0・030		
31	0・065	68	0・029		
32	0・063	69	0・029		
33	0・061	70	0・029		
34	0・059	71	0・028		
35	0・057	72	0・028		
36	0・056	73	0・027		
37	0・054	74	0・027		
38	0・053	75	0・027		

納税者であるあなたの正当な権利を守ります

MCS税理士法人

「迅速・丁寧・誠実な対応がモットーです」

MCS税理士法人立川事務所」では、代表税理士 舩田義行をはじめ30代～40代の若手専門家が、「迅速」「丁寧」「誠実な対応」と、何より税務会計スペシャリスト達の専門知識を持って貴方の経営を徹底支援！貴社の発展が私たちの喜びです。



事務所名 MCS税理士法人

TEL 0120-316-540

代表者名 丸山定夫・舩田義行

FAX 042-528-6949

所在地 東京都港区南青山3-13-1
小林ビル4階
東京都立川市柴崎町3-11-4
千代田生命立川ビル4階

URL <http://www.mcs-office.jp>

e-mail info@mcs-office.jp

税務のことで悩んだら

すぐにこの番号までご連絡下さい

0120-316-540